

第 12 回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：令和 2 年 8 月 19 日（水） 16：30～17：15

場所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

出席者：会長	市橋 康伸（大阪府財務部税務局長）
副会長	燈田 豊（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	桎原 稔（税政課長）
	新開 徹（税政課参事）
	桑原 岳志（税政課税務企画補佐）
	小川 久藏（徴税対策課長）
	亀坂 雄一（徴税対策課事業税補佐）
	北田 晃一（徴税対策課不動産補佐）
	大垣 浩一（徴税対策課自動車税補佐）
	竹中 誠一（徴税対策課納税補佐）
大阪市財政局税務部	藤原 稔之（税務部長）
	岩岡 広晃（管理課長）
	西田 佳宏（管理課システム等担当課長代理）
	吉田 博司（課税課長）
	森 優（固定資産税担当課長）
	森本 浩史（収税課長）

会議の概要：

1 開会

（会長）

本協議会は、今回で 12 回目となるが、この間、大阪府及び大阪市の税務事務について、住民サービスの向上や効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収並びに自主財源である府税及び市税の確保を図るため、府市の間でしっかりと連携・協力体制を構築してきた。

これまでに具体化した取組みとしては、法人関係申告書等の共同受付窓口の設置や法人関係の共同調査業務、徴収業務に携わる職員を対象とした合同研修会の開催など多岐にわたっており、住民サービスの向上や事務の効率化、さらには職員の人材育成に大きく貢献しているものと考えているところである。

今後は、これまでに構築した府市の連携・協力体制をより強固なものとし、府市連携の取組みをさらに進めてまいりたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な景気悪化が続いており、先行きも全く見通せない状況である。コロナの影響を踏まえ、納税者の皆さんの状況にも十分配慮した賦課徴収を進める中、税收確保もこれまで以上に難しくなることが想定されるが、大阪府、大阪市双方の優れた賦課徴収の取組みを共有することが、お互いの税收確保にも寄与するのではないかと考えている。

また、特別区設置協定書が法定協議会において取りまとめられ、昨日開会された大阪府、大阪市両議会に提出された。本議会の審議状況等を注視しつつ、今後とも、適正・公平な賦課徴収と税收確保という税務行政の責務を果たしていくため、大阪府、大阪市に共通する税務上の諸課題について、より一層、協議・調整を進めていきたい。

2 議事

(1) 法人関係申告等受付窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

中央府税事務所に設置している府市申告受付窓口は、平成25年4月の業務開始から7年を経過し、円滑に運営している。

府市申告受付窓口での法人関係申告書の受付及び納税証明書の発行実績について報告させていただく。

法人関係申告書の受付件数については、大阪府が25,252件で前年比91.6%、大阪市が19,472件で前年比92.2%であり、府市とも令和元年度の受付件数が減少しているが、これは電子申告・電子申請（eLTAX）の利用率の増加によるものと思われる。中央府税は市内全体受付件数の3割以上を占めるとともに、船場法人市税事務所分室についても、市内全体受付件数の2割以上の受付実績がある。

納税証明書については、大阪府が26,252枚で中央府税事務所が市内全体の6割以上、大阪市が4,815枚で船場法人市税事務所分室が市内全体の7.5%であり、36拠点で梅田市税事務所に次いで2番目に多い発行実績がある。

これらのことから、府市申告受付窓口は、法人関係申告書の受付や納税証明書の交付において多くの納税者に認知され、定着しているものと思われる。今後も、納税者サービスの更なる向上に向けて相互に協議等を行いたい。

(2) 法人関係共同調査業務の取組状況等について

●課税部会から資料説明（資料2）

令和元年度は、平成30年度に引き続き、大阪府・大阪市がそれぞれ保有する情報を有効活用し、事務所等設立の届出書を提出していない法人を捕捉するため、届出書提出の慫慂を行った。

新規登録件数の向上を図るため、平成30年度より府市双方の事務所等設立の届出書及び返信用封筒を同封し、令和元年度は493件の慫慂を実施し、このうち、新規登録件数301件の法人が届出を行った。慫慂件数に対する新規登録件数の割合は6割を超えていることから、昨年度と同様に一定の効果が得られた。

もう一つの取組として、府市の事務担当者を対象とした法人住民税の事例研修を2月に実施し、そのアンケートの結果からは、研修内容は高度な内容であるものの、研修内容はわかりやすい、知識の習得ができたなどの意見があった。

また、昨年度のアンケート結果において、題材の大半が事業税の内容であったため、グループワークに積極的な参加ができなかったとの意見があったが、題材の選定と題材を事前に提示することで大阪市の職員にとっても効果の高い研修となり、一定の評価は得られた。

今年度の法人関係共同調査業務の取組みについては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、納税義務者の状況に配慮しつつ、実施していくものとし、実施にあたっては、大阪府・大阪市がそれぞれの調査により新規法人を捕捉するため、昨年度同様に府市双方の設立届及び返信用封筒を慫慂文書や互いの団体への提出を求める案内文にあわせて同封し発送する取り組みを引き続き行うこととした。

法人住民税の事例研修については、今年度も大阪府が開催する研修に大阪市の担当者が参加する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、本研修の事例課題に関連する地方税共同機構主催の直税課税研修の11月開催は不透明ではあるものの、実施にあたっては、府市間の認識の共有を図るとともに、双方の実務能力の向上のための研修を実施していく。

また、前回どおり研修の参加者を募る際の早い段階に研修内容を提示し、受講者の事前準備期間を確保することで、より効果的な研修を行うこととした。

●主な質問、意見等

(大阪府)

法人への調査については、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、実施することとなるが、本調査に関して具体的にはどのような取り組みを考えているのか。

(大阪市)

法人への調査については、現在の状況を踏まえ、調査対象を限定、又は調査時期を順延するなどの対応を検討し、大阪府・大阪市ともに連携し実施してまいりたい。

(大阪市)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地方税共同機構が主催する直税課税研修事例研究会が仮に開催されない場合は、事例研修も見合わせるようになるのか。

(大阪府)

直税課税研修事例研究会の開催がされない場合については、過去の事例課題等を参考に開催するなど研修内容を検討していきたい。

(3) 合同滞納整理業務の取組状況について

●徴収部会から資料説明(資料3)

「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム(中央・船場徴収班)」における法人関係税の府・市重複滞納事案の処理についての取組状況であるが、令和元年度の取組実績については、中央府税事務所から船場法人市税事務所への情報提供は280件、このうち、船場法人市税事務所で処理を行ったものは179件、45,244,133円、一方、船場法人市税事務所から中央府税事務所への情報提供は62件で、このうち、中央府税事務所で処理したものは53件、5,255,724円となっている。

これまでも継続した取組みを行っており、大阪府・大阪市ともに処理が進む中、今年度は、船場法人市税事務所での処理税額は減少しているものの、情報提供件数及び処理件数が共に増加していることから、引き続き、一定の実績を挙げているものと考えている。

次に、合同研修について、大阪府及び大阪市の滞納整理職員の人材育成を効率的に行うため、当初は新任者研修において実施する予定であったが、人事異動や府・市双方の新規採用者の全体研修の日程が不確定で日程調整がつかなかったことから、新任者研修ではなく、自治大学校研修生による講義及び地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修参加者による伝達研修を府市合同で実施した。実施後のアンケートでも「具体的な事例が多く、イメージしやすかった。」「他の人の意見を聞き、新たな気づきがあった。」等、概ね好評な意見が多くあった。

今年度の取組について、中央・船場徴収班での合同滞納整理の取組みは、一定の実績を挙げていることを踏まえ、継続して実施したいと考えている。

また、合同研修については、昨年度の実施状況を踏まえ、今年度においても同内容の伝達研修を9月8日(火)に開催する予定であったが、伝達研修の対象としている自治大学校研修及び地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修が、新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれ研修時期が延期されたこともあり、実施が困難な状況となっている。今後、改めて、他の実施可能な取り組みがないか、検討していきたいと考えている。

●主な質問、意見等

(大阪府)

昨年9月に実施した合同研修の具体的な内容はどのようなものであるか。

(大阪府)

昨年9月10日に、大阪府咲洲庁舎で合同研修を行った。まず、自治大学校研修生による講義では、「破産法」と「配当の計算について」をテーマとして実施した。

次に、午後から会場を会議室から駐車場へ移し、タイヤロック、ミラーズロックの説明・実演研修を実施した。

その後、会議室に戻り、地方税共同機構主催の近畿ブロック徴収事務研修参加者がインストラクターになり、8班に分かれ、差押えの際の事例研究を行った。また、ロールプレイングでは、その班において、臨場や納税交渉を想定し行政側と滞納者、観察者に役割分担し、実施した。

(大阪府)

合同研修の開催については、毎年、実施内容が変わっているようであるが、来年度以降は、どのように行っていく考えか。

(大阪市)

合同研修は、大阪府・大阪市税務事務連携協議会の目的でもある「住民サービスの向上、効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収及び税収確保」に資する取り組みであると考えているため、来年度以降も元年度と同様の研修を引き続き、実施していきたいと考えている。

ただし、今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修が実施できない状況となっており、実施可能な研修があるかについても、今後検討していきたい。

(大阪府)

今年度の実施が難しいことは分かったが、次年度以降も、しっかり取り組んでもらいたい。

(4) 税システムの運用課題について

●システム部会から説明(資料なし)

大阪府・大阪市の税システムの運用に関する課題について、情報交換を図るため、令和元年9月13日に大阪府庁新別館北館8階において部会を開催した。

部会では、「収納データ作成の流れと収納チャネル」、「申告税目の調定額のシステムへの取り込み方法」などについて情報交換を行った。

「収納データの作成」については、大阪府では指定金融機関に直接データ作成を委託しているに対し、大阪市では会計室が委託した電算処理業者が指定金融機関から取得した情報を基にデータ作成しているなど、収納データ作成の流れの相違点について確認することができた。

「収納チャネル」については大阪府・大阪市ともチャネルの拡充に取り組んでいる。大阪市では「LINE Pay」や「楽天銀行アプリ」など幅広い収納チャネルを導入しており、加えて、令和2年8月11日には「Pay Pay」による収納サービスを開始しており、今後も新たな収納チャネルの導入を検討していく。

大阪府においては、「LINE Pay」等の新たな収納チャネルの拡大については、費用対効果を見極めながら検討している状況である。大阪府・大阪市ともに今後も更なる収納チャネル拡充に向けた検討を行っていくこととなる。

「申告税目の調定額のシステムへの取り込み方法」であるが、大阪府・大阪車で違いはあるが、電子申告(eLTAX)など予めデータ化された申告については可能な限り自動でデータを取得する仕組みを構築している。

次に、部会での議題でないが、昨年12月に神奈川県で発生した情報流出事案を受け、情報システム機器の廃棄時などにおけるセキュリティの確保について、府・市の現在の状況を報告する。

神奈川県での事案発生後、府・市それぞれのICT部門が定めた基準に基づき、情報システム機器の廃棄時やリース期間満了後の返却時はHDDの物理破壊などの措置を行うなど、厳格に取り組んでいる。

なお、総務省から令和2年5月に通知のあった「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保につ

いて」において、改めて具体的基準が示されたことから、現在、府・市それぞれの ICT 部門において取扱いの見直しが検討されている状況にある。

情報システム機器の記録装置からの情報流出はもとより、ネットワークを介した外部からの侵害に対する対策など、あらゆる面での情報セキュリティ確保に向け、府・市の情報交換を深めながら、引き続き取り組みを進めていく。

3 閉会

(副会長)

課税部会からの報告及び意見交換でも発言があったが、法人関係共同調査業務については、これまで一定の効果を上げてきている取組みであるので、今年度についても対応方策を検討し、府市ともに連携し引き続きの実施をお願いする。令和元年度の実施として実施された法人住民税の事例研修には、前年度の受講者のアンケートの結果を踏まえて、改善を行い実施したところ、受講者からは好評であったとのことである。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてということにはなるが、納税者から信頼される税務行政を担う人材育成の取組みとして、引き続き効果的な研修の実施をお願いしたい。

また、大阪府・大阪市ともに徴収業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているところである。徴収部会からの報告及び意見交換にもあったが、府市重複滞納事案については、引き続き処理を進めるとともに、合同研修については今後実施可能な取組があるか等検討し、これまで以上に府市間の連携を緊密に課題への対応を進めてもらいたい。

システム部会からの報告の「収納チャネル」の拡大については、大阪府・大阪市ともに取組みを進めているものであり、税収入の早期確保・徴収率の向上に寄与するものであるため、大阪市としても引き続き検討を進めていきたいと考えている。税システムのセキュリティ確保に関する報告もあったが、税務事務については個人情報等の秘匿性の高い情報を日常的に扱う事務であるため、府市での情報交換も深めながら、引き続きセキュリティ確保に努めていきたい。

最後に、本会議の開催に当たって、市橋会長からのご挨拶にもあったが、特別区設置協定書が法定協議会において取りまとめられ、大阪府、大阪市両議会で審議されることとなる。適正・公平な賦課徴収を行い、税収を確保することが、税務部門における府民・市民のための最大のサービスであることを念頭に置きつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、様々な課題に対し、大阪府・大阪市の税務部門が一層の協力をしていかなければならないと考えており、今後ともよろしく願う。